

枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(墓地等を経営しようとする者)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるとき（以下「市長が特に認めるとき」という。）は、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(標識の設置)

第4条 法第10条第1項又は第2項の規定による許可を受けて墓地若しくは火葬場を新設し、又は墓地の区域を拡張しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該許可の申請を行う前に、規則で定めるところにより、当該新設又は拡張の計画（以下「計画」という。）の予定地の見やすい場所に、計画の概要を示す標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第5条 申請予定者は、前条第1項の許可の申請を行う前に、規則で定めるところにより、計画の予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者等に対し、計画の内容についての説明会を開催しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(勧告)

第6条 市長は、申請予定者が第4条第1項の規定による標識の設置又は前条第1項の規定による説明会の開催を行わないときは、当該標識の設置又は説明会の開催を行うよう勧告することができる。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地（事務所のない者にあつては、代表者の住所）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、その者が意見を述べ、又は証拠を提示する機会を与えなければならない。

（墓地等の経営等の許可の申請）

第8条 法第10条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（みなし許可に係る届出）

第9条 法第11条第1項又は第2項の規定により法第10条第1項又は第2項の規定による許可があつたものとみなされる処分があつたときは、当該処分に係る墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（墓地等の設置場所等の基準）

第10条 墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100メートル以上離れた場所に設置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体が経営する墓地について、当該墓地の需要に応じて区域を拡張しようとするとき。
- (2) 宗教法人が経営する墓地について、宗教法人法第3条に規定する境内地（当該宗教法人が相当期間所有しているものに限る。）において、当該墓地の需要に応じて区域を拡張しようとするとき。
- (3) 共同墓地（市内の一定の区域に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体により設置され、及び管理されている墓地をいう。）について、当該共同墓地の需要に応じて区域を拡張しようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

2 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。

3 墓地等の土地は、その経営者（地方公共団体を除く。）が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（墓地の構造設備の基準等）

第11条 墓地には、次の各号に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根
- (2) 個々の墳墓に接し、支障なく墓参をすることができる通路
- (3) 雨水等が停滞しないようにするための排水路
- (4) 墓地の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備（墓地

の付近にあるこれらのものを含む。)

2 墓地については、植栽を行う等、周辺的生活環境と調和するように配慮しなければならない。

(納骨堂の構造設備の基準)

第12条 納骨堂には、次の各号に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 出入口の扉を施錠するための設備
- (2) 堅ろうな外壁及び屋根
- (3) 消火又は防火のための設備
- (4) 換気のための設備
- (5) 納骨堂の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備（納骨堂の付近にあるこれらのものを含む。)

(火葬場の構造設備の基準)

第13条 火葬場には、次の各号に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根
- (2) 防臭及び防じんについて十分な能力を有する火葬炉
- (3) 収骨室
- (4) 収骨容器等を保管する設備
- (5) 残灰庫
- (6) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備
- (7) 霊安室

(墓地等の廃止等の許可に係る基準)

第14条 法第10条第2項の規定による許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、これが完了していることを確認しなければならない。

(変更の届出)

第15条 墓地等の経営者は、第8条の規定による申請に係る事項（規則で定める事項に限る。）に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(工事の完了の検査等)

第16条 墓地等の経営者は、正当な理由がある場合を除き、法第10条第1項又第2項の規定による許可（墓地等の廃止の許可を除く。）を受けた後3年以内に、当該許可に係る工事を完了しなければならない。

2 墓地等の経営者は、前項の工事が完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 墓地等の経営者は、前項の規定による検査を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

(管理上の措置)

第17条 墓地等の経営者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 老朽化し、又は破損した墓地等の構造設備の修復等の措置

(2) 墓地等を常に清潔に保つために必要な措置

(埋葬の禁止)

第18条 墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。

(無縁の焼骨等の保管等)

第19条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならない。

2 前項の場合には、墓地又は納骨堂の経営者は、当該発掘又は収容の場所及び年月日その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 [平成23年12月9日公布]

この条例は、平成24年4月1日から施行する。